**○北陸地方整備局告示第四十五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十九日　　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号及び三百六十号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 富山市猪谷字松ケ端一番二から同市猪谷字木挽四番三まで | 前 | 二〇・八〇～五一・五〇メートル |
| | 後 | 四〇・五〇～六二・〇〇メートル |

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

**○北陸地方整備局告示第四十六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十九日　　北陸地方整備局長　前川　秀和

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 四十一号及び三百六十号 | 富山市猪谷字松ケ端一番二から同市猪谷字木挽四番三まで | 北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十二年三月二十九日

**○北陸地方整備局告示第四十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十九日　　北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第五百十二号富山高岡広域都市計画公園事業五・四・三百九号カナルパーク

三　事業施行期間　自平成元年三月六日至平成二十三年五月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

**○中部地方整備局告示第五十九号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十九日から二週間中部地方整備局及び同局北勢国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十九日　　中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十五号

(三)　指定する道路の部分

| 区間 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|
| 伊賀市川西字西之野七八〇番から同市西之澤字荒打八三九番一まで | 二八・六〇～四六・六〇メートル |
| 伊賀市高畑字中川原七二七番一から同市荒木字川原五一〇番一まで | 一九・七〇～四九・四〇キロメートル |

(四)　指定する期日　平成二十二年三月二十九日

**○中部地方整備局告示第六十号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十九日　　中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十三号及び二百五十六号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 飯田市山本五四番一から同市山本五三番三 | 前 | 一二・三八～一三・五九メートル |
| | 後 | 一一・四三～一二・三八キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

**○中部地方整備局告示第六十一号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十九日　　中部地方整備局長　富田　英治

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 一号 | 亀山市羽若町字垣越一八番一から同市羽若町字五ヶ谷六七一番一四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 中部地方整備局及び同局北勢国道事務所 |
| 二十五号 | 伊賀市川西字西之野七七七番一から同市西之澤字天道二四八三番まで | 〃 |
| 百五十三号及び二百五十六号 | 飯田市山本三九六番二から同市山本五四番一 | 中部地方整備局及び同局飯田国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十二年三月二十九日